

令和3年度
福岡県ひとり親世帯等実態調査
説明会

〈資料〉

令和3年7月9日（金）

福岡県福祉労働部児童家庭課

目次

1 調査の概要 . . . p 1

2 調査の方法（市町村関係） . . . p 3

別添1 令和3年度福岡県ひとり親世帯等実態調査 推測世帯数調査票

別添2 調査対象世帯名簿

1 調査の概要

(1) 調査の目的

福岡県内における母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（以下「対象世帯」という）の生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策推進のための基礎資料とするもの。

(2) 実施主体

福岡県

(3) 協力機関

市町村

(4) 調査方法

① 基礎調査

令和3年8月1日現在で福岡県内に居住する対象世帯について、市町村において住民基本台帳等から各世帯の推測数を把握し、それぞれの世帯ごとに、「推測世帯数調査票」を作成する。

② 実態調査

県は、①の「推測世帯数調査票」をもとに「調査対象世帯名簿」を作成し、対象世帯へ調査票を郵送し、令和3年11月1日現在の状況を記載してもらい、郵送により調査票を回収する。

なお、福岡県の「調査対象世帯名簿」の作成にあたっては、市町村から県に「調査対象世帯名簿」を提出するものとする。

ただし、養育者世帯については、高齢者と児童のみで調査票を記入できない場合も考えられることから、一定の回収率を確保するため調査員が家庭訪問し、調査を実施する。

- ・ 調査票送付世帯総数 6, 250世帯
- ・ 調査事項 世帯の概要・就労の状況・生活状況・健康と医療・福祉施策の利用状況並びに要望他
- ・ 調査項目数 40項目前後（養育者世帯について25項目前後）
- ・ 報告書の作成完了 令和4年3月31日

(5) その他

調査票の発送、回収、分析、報告書の作成については、業者に委託して実施する。
なお、実態調査票の回収については、県を経由して行うものとする。

2 調査の方法（市町村関係）

（1）調査の対象世帯について

※下記①から③に記載している年齢は、令和3年11月1日時点のものとする

① 母子世帯

- ア 夫と死別した者、夫と離婚した者、又は婚姻によらないで母となった者であって、現在も婚姻をしておらず、かつ20歳未満の子どもを扶養している世帯。
- イ 下記の条件を満たし、20歳未満の子どもを扶養している世帯。
 - i 夫の生死が明らかでない
 - ii 夫から遺棄されている
 - iii 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない
 - iv 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている
 - v 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない

② 父子世帯

- ア 妻と死別した者、妻と離婚した者、又は婚姻によらないで父となった者であって、現在も婚姻をしておらず、かつ20歳未満の子どもを扶養している世帯。
- イ 下記の条件を満たし、20歳未満の子どもを扶養している世帯。
 - i 妻の生死が明らかでない
 - ii 妻から遺棄されている
 - iii 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない
 - iv 妻が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている
 - v 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない

③ 養育者世帯

- ア 両親のない20歳未満の子どもと、その扶養者で構成されている世帯。
- イ 両親が下記の条件を満たす20歳未満の子どもと、その扶養者で構成されている世帯。
 - i 両親の生死が明らかでない
 - ii 両親から遺棄されている

- iii 両親が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている
- iv 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない

(2) 手順

- ① 各市町村は、令和3年8月1日時点で当該市町村に居住する全世帯数及び対象世帯の推測世帯数を、下記ア、イの方法により把握し、別添1に記載し、県に電子メールにより報告する（令和3年8月16日まで）。

ア 全世帯数の把握方法

住民基本台帳の世帯数の総数を把握する。

イ 対象世帯の把握方法

住民基本台帳から対象世帯を抽出する。（世帯に祖父母等の同居者がいる場合及び対象世帯が外国人の場合についても含む。）

※ 上記2(1)①イ、2(1)②イ、2(1)③イについて

配偶者又は両親の生死が明らかでない世帯等は、その配偶者又は両親の住民票の住所地が当該世帯と同じ住所地になっている場合がある。こうした世帯は住民基本台帳から抽出ができないので、各市町村が有している下記のものを活用し、対象世帯を把握する。

- ・ひとり親家庭等医療費支給事業対象者台帳
- ・児童扶養手当受給者台帳
- ・障がい者手帳交付対象者台帳
- ・民生委員、母子父子福祉協力員等の情報 等

- ② 県は、①による各市町村からの報告をもとに、各市町村ごとの調査票配布世帯数を決定し、各市町村に通知する。
- ③ 各市町村は、上記①で作成した対象世帯名簿から、②により県から通知のあった調査票配布世帯数分の対象世帯を無作為に抽出し、別添2に記載の上、県が配布するCDにより提出する（提出方法及び日時は県から別途連絡（令和3年9月上旬から中旬の予定））。

また、調査票配布世帯には、外国人の方や障がいをお持ちの方等、回答が難しい方が含まれないよう配慮をお願いします。

なお、ご提出いただいたCDは、県がCDデータを利用して調査票を発送した後、CDのデータを消去の上、各市町村に返却します。

(無作為抽出の方法例)

ア 上記①で作成した対象世帯名簿について、最初の人から順に番号をつける。(例：1から800)

イ 上記アの番号の総数(例：800)を、調査票配布世帯数(例：40)で割って、抽出間隔を求める(例： $800 \div 40 = 20$)。

ウ 1から、抽出間隔の数値(例：20)までの整数の中から、無作為に数字を決め、抽出起番号とする(例：3とする)。

エ 抽出用番号(例：3)から抽出間隔(例：20)ごとに(例：23, 43, 63, …)、調査票配布世帯数(例：40)を抽出する。

④ 県は、③により各市町村から名簿提出のあった対象世帯のうち、養育者世帯に対し、郵送により事前調査を実施する(令和3年10月上旬)。

※ 住民基本台帳等により養育者世帯と推測される世帯は、間違いなく対象世帯であるかについて、実際に問い合わせなければ分からない(実際には対象世帯でない場合が多い)ので、対象者であるか否かについて、事前に文書を送付し確認する。

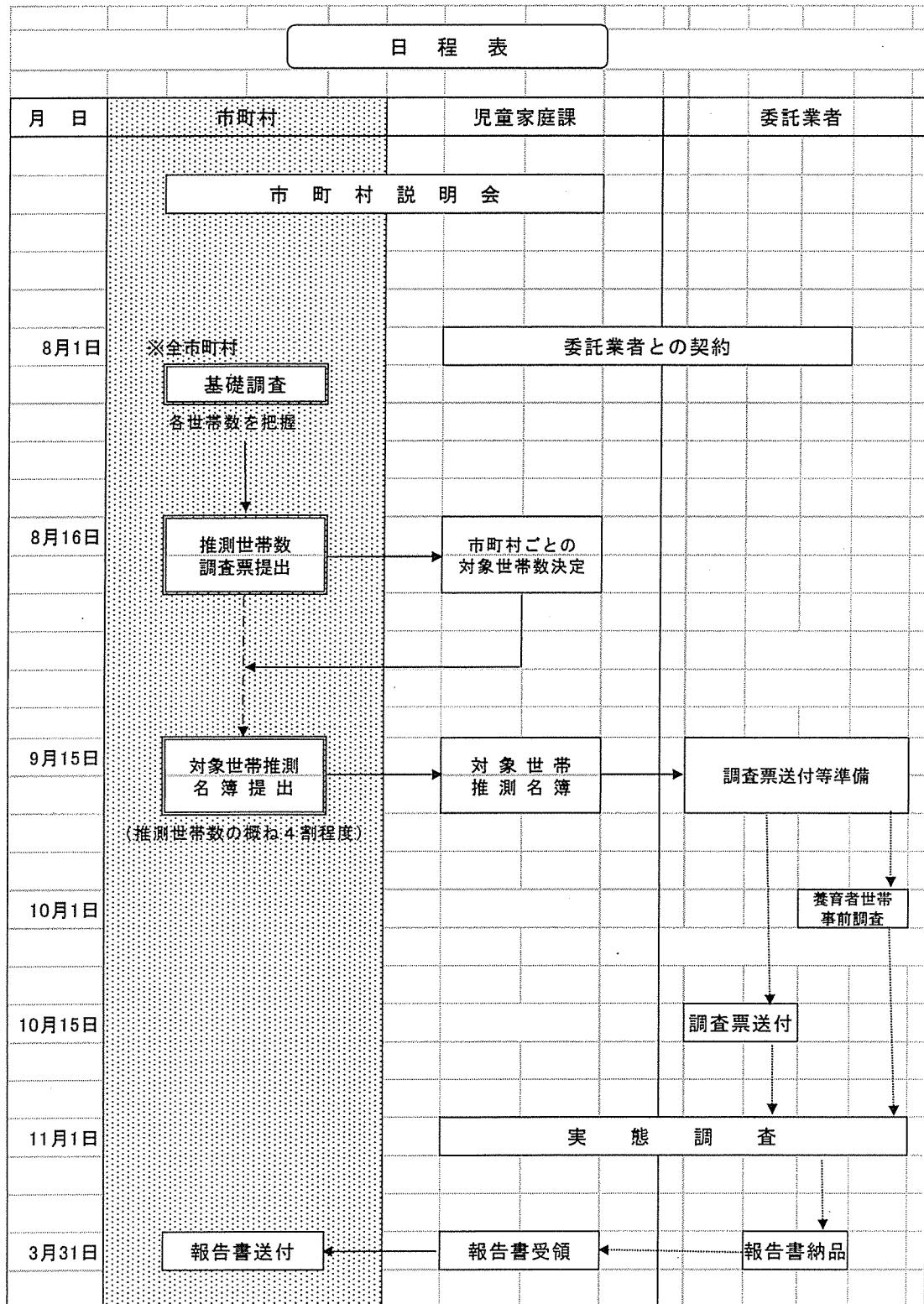
⑤ 県は、③により各市町村から名簿提出のあった対象世帯に対し、調査を実施する(令和3年10月下旬から11月まで)。

(3) 留意事項

各市町村が住民基本台帳等を利用し、名簿を県に提供することについては、全市町村の個人情報保護条例において、専ら統計の作成等を目的とする場合や、審査会において公益性があると認められた場合は、個人情報の利用及び提供が可能と規定されている。

前回の平成28年度調査においても、当該規定に基づき、全市町村が県に協力した経緯があり、今回においても前回と同様に対象世帯名簿の提供をお願いするもの。

日 程 表



送付先 担当 吉野宛て(yoshino-t4498@pref.fukuoka.lg.jp)

令和3年度福岡県ひとり親世帯等実態調査 推測世帯数調査票

市町村名	所属	ご担当者名	電話番号 (内線)	全世帯数	調査対象世帯		
					母子世帯数	父子世帯数	養育者世帯数

母子世帯名簿

市町村名 : _____

所属・担当者名 : _____

TEL (内線) : _____

番号	郵便番号 (※ハイフン記載)	住所 (市・郡名から)	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

父子世帯名簿

市町村名 : _____

所属・担当者名 : _____

TEL (内線) : _____

番号	郵便番号 (※ハイフン記載)	住所(市・郡名から)	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			

養育者世帯名簿

市町村名 : _____

所属・担当者名 : _____

TEL (内線) : _____

番号	郵便番号 (※ハイフン記載)	住所 (市・郡名から)	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

令和3年度福岡県ひとり親世帯等実態調査における疑義照会

	質問事項	回答
調査対象世帯について		
1	調査票配布対象に、DV被害者も含むか。	配布対象としません。このため、対象世帯名簿にDV被害者を含めないようお願いします。
2	離島居住の養育者世帯に対しても訪問調査をするのか。	前回までの調査において、離島へ訪問調査の実施は困難であり行わなかったため、今回においても、離島への訪問調査は行わないので、調査対象者名簿から除いていただくようお願いします。
3	ファミリーホームと里親は、対象世帯(養育者世帯)か。	調査対象ではありません。
4	説明会資料3ページ(1)①ア「20歳未満の子どもを扶養している世帯」の「扶養」は、住民票で「扶養」となっているものを指すか。	その通りです。
5	寡婦世帯は調査対象か。	調査対象ではありません。
6	パートナーシップ制度により同性婚をしている世帯は、調査対象か。	調査対象ではありません。
7	事実婚をしている世帯は調査対象か。	調査対象ではありません。
推測世帯数について		
8	平成28年度の調査における本市の推測世帯数を教えてもらえるか。	貴市に事績が残っていない場合、個別にお問い合わせいただければ、お伝えができます。
9	基礎調査時点である8月1日から実態調査時点の11月1日までの間に、調査世帯に変動があることが考えられる(例えば、8月2日以降にひとり親でなくなった場合)。基礎調査時点の後に変動があるものは、基礎調査においてどのように取り扱うべきか。	基礎調査は、8月1日時点のものを報告いただき、それより後に変動があるものは報告は不要です。基礎調査は、実態調査を行うにあたり、対象世帯数、及び対象世帯を把握するために事前に行うものであり、基礎調査時点のものを報告願います。
10	推測世帯数の把握の際、児童扶養手当台帳等を参照せず、対象世帯名簿作成の際、児童扶養手当台帳等をを活用することでよいのか。	推測世帯数の把握方法と対象世帯名簿の把握方法が異なると、調査における推測世帯数が正しい数とならないので、推測世帯数の把握方法については、説明会資料4ページ(2)①イのとおり、児童扶養手当台帳等を参照いただきますようお願いいたします。なお、推測世帯数の把握にあたり問題がありましたら、県担当までご相談いただくようお願いいたします。
11	基礎調査は、県が、子どもがいる全世帯を調査し、ひとり親世帯か否かを調べたほうがいいのではないか。	子どもがいる全世帯を調査する場合、大がかりなものとなり実施が困難であるため、今回の調査においても、前回までの調査と同様、各市町村にご協力をお願いするものです。

12	調査票は、児童扶養手当の現況時に渡してはどうか。	本調査は、児童扶養手当受給者以外も対象としており、また、調査時点は、11月1日時点で現況届出時と異なるため、基礎調査については、各市町村にご協力をお願いするものです。
13	調査対象世帯の把握は、各市町村で把握できる範囲で行うことでよいか。	各自治体で有する情報をもとに把握いただくようお願いいたします。
14	本市では、住民基本台帳の集計を月末にしているのですが、基礎調査の時点が7月31日とすることはできないか。	基礎調査の時点は8月1日をお願いするが、通常とは異なる時点で集計を行う場合、時間がかかり、提出期日までに間に合わない場合、7月31日とすることも可能です。
15	住民基本台帳に加えて、市で有する他の台帳を使えば対象世帯をより正確に抽出できるので、住民基本台帳以外も使ってよいか。	差支えありません。
その他		
16	調査について、市民から問い合わせがあるかもしれないので、調査票をいただけませんか。	調査票は現在作成中ですので、必要である場合、後日ご連絡いただくようお願いいたします。また、調査については県で広く周知しますが、貴市町村に調査の問い合わせがあった際は、県の窓口につないでいただくようお願いいたします。
17	本日の説明会は、ひとり親福祉担当、住民基本台帳担当が出席者であるが、推測世帯数の把握において、障がい者手帳交付台帳等も活用するとの記述があるので、他の部局の担当も出席した方がよかったですのではないかと。	本調査はひとり親世帯に係る調査であり、また、推測世帯数の把握では、主に住民基本台帳を活用することから、ひとり親福祉担当、住民基本台帳担当の方にご出席いただきました。
18	養育者世帯の訪問調査は、各自治体が行うのか。	県(委託業者)が行います。
19	養育者世帯への家庭訪問調査にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策はするのか。また、事前に訪問する旨の連絡はするのか。	訪問調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮して実施予定です。また、事前に連絡の上、訪問調査をします。
20	個人情報の提供は、県の条例によるべきではないのか。	各市町村で保有する個人情報は、県ではなく、各市町村の個人情報保護条例の規定に基づき、提供いただくこととなります。